

〈第 10 号〉

発行：社団法人 愛知建築士会
名古屋西支部事務局
西春日井郡清洲町清洲2217-1
馬場富雄宅内
TEL (052)400-1826
編集：広報渉外委員会
印刷所：(株)ワコーヴィスコム
TEL (052)915-0681



祝 名古屋西支部「めいせい」第10号発行



「めいせい」第十号発行に寄せて

(社)愛知建築士会 会長 藤川 壽男

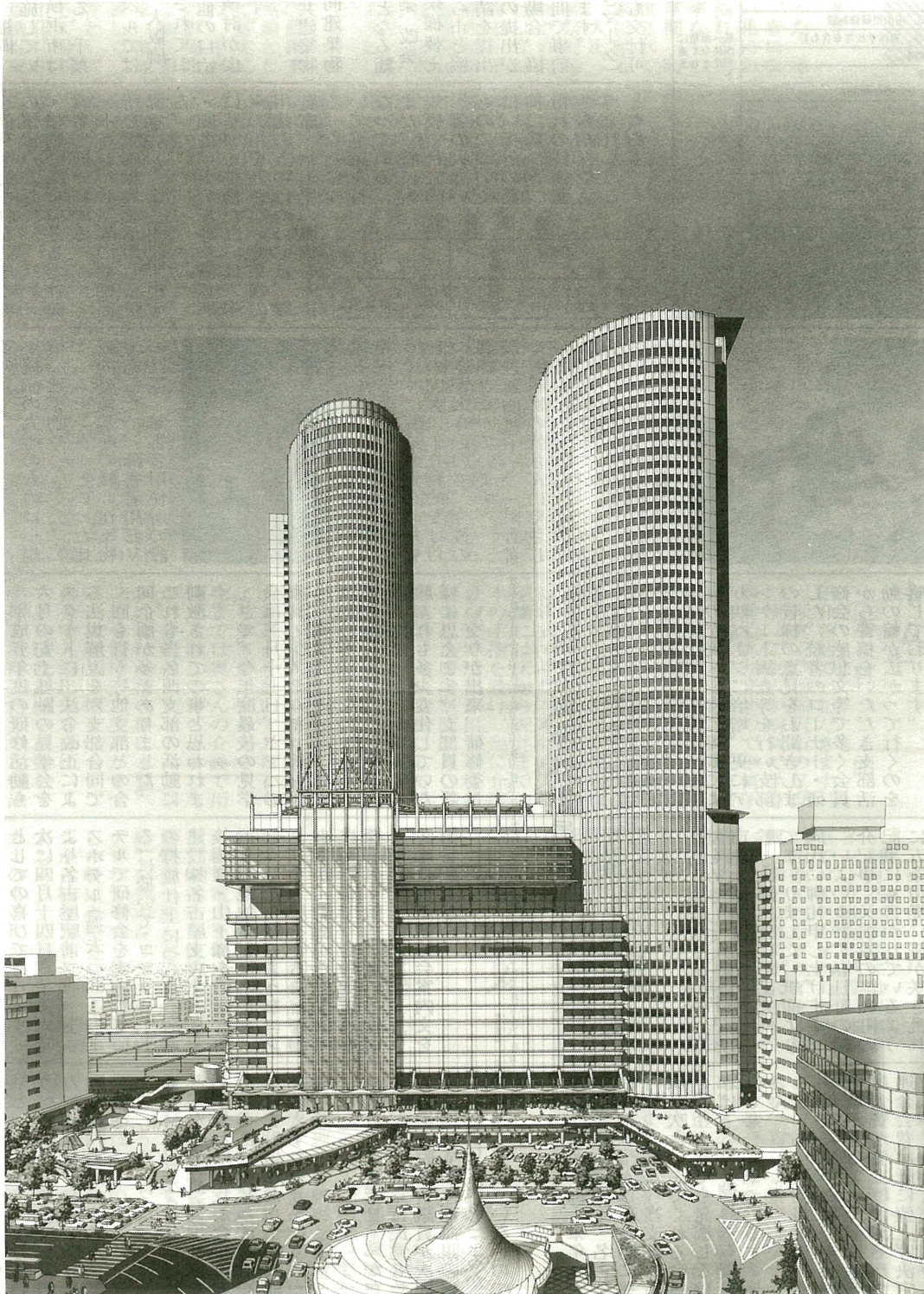
このたび名古屋西支部の機関紙「めいせい」が第十号を発行されることに心からお祝いを申し上げます。

建築士会の活動の原点は、士会活動に直接参加していない一般会員も士会の活動に関心をもち建築士相互の連帯感を豊かに多岐に亘ります。士

「めいせい」は年三回発行、体裁はタブロイド版と質素ですが、そこに盛り込まれた内容は、面々の充実と尽力を贈ります。う心からお願い申し上げます。

「めいせい」第十号の発行にあたって
思えば「めいせい」第一号を発行したのは平成三年三月十三日でした。

支部活動の重要ポイントである支部会員相互のコミュニケーションと情報通信のため、この支部ニュースを支部会員全員に配布しようと役員一同ボランティアでこの事業を始めました。



21世紀の国際都市をめざして

20

おかげさまで20周年

TOEXの描く軌跡は、エクステリアの歴史です。

自然か未来
TOEX
東洋エクステリア

写真
スカラアーチ1型+キャスグレード黒龍

東洋エクステリア株式会社
■中京支店 〒491 一宮市丹陽町伝法寺才勝503 ☎0586-76-5411

サンゲツカーペットタイルNT-250は、耐久性に優れ、お求めやすい価格です。

1㎡当たり6,700円とお得なNT-250は、高品質素材・デュポン66ナイロンを使用。25色の豊富なバリエーションからお選びください。

SANGETSU 名古屋店/ショールーム
名古屋市中区西区下1-4-1 ☎052(564)3111

NITTOH 床暖房システム

電気、配管、床工事すべて直営による施工

（くつろぎと広がりのある健康暖房）
新築住宅はもちろん、今お住まいのお部屋でも、簡単しかも、ローコストの床暖房を実現。お住まいに合わせて選べる床暖房プランはいずれもメーカー品使用です。安心して。

設計
施工

株式会社 NITTOH
設備事業部

本社 〒462 名古屋市中区北區徳町14-2 TEL:052-915-3210(代)
三河営業所 〒448 刈谷市板倉町3-12-1 TEL:0566-22-5800(代)
豊橋営業所 〒440 豊橋市東小浜町10-4 TEL:0532-48-6800(代)
岐阜営業所 〒505 美濃加茂市加茂川町3-1-35 TEL:0574-26-5364(代)

人にやさしいまち

名古屋をめぐりて

公共的建築物に関する福祉環境整備要綱

名古屋市建築局指導部指導課に聞く

名古屋市では高齢者、障害者をはじめ市民の誰もが安全で容易に公共的な建築物を利用できるように、平成四年十月一日から「公共的建築物に関する福祉環境整備要綱」が施行されています。

●要綱の施行 平成四年十月
●他都市の状況
政令市十二都市のうち、要綱一札幌、川崎、京都、大阪、広島、北九州、名古屋
●指針一仙台、横浜、福岡で同様の指導を実施している。うち、川崎、横浜市は一部条例事項がある、千葉市は準備中
●他に、都道府県レベルでは東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県で条例化されており、愛知県を始め他の自治体でも条例化の検討が広がっているようである。

●背景 名古屋市の基本施策である福祉都市の推進、高齢者社会への対応、障害者の社会参加の推進、要綱制定の目的
●高齢者・障害者をはじめ、誰もが安全で使いやすい街の環境整備を実施するために、不特定多数の市民が利用する建築物について、その用途・規模に応じて一定の福祉的整備を義務付けている。

●これは、建築物に関する基本的法律である建築基準法に基づく建築物の一般構造に関する規定は、健康者を対象とした最低限の安全性を確保する規定となっており、それを補完する目的で定めたものである。

●その意味で、法や条例で定める規定の上乗せの規定であることを考え、罰則を持つて強制する性格のものではないとの判断で要綱による指導と協力の要請という形を取った。

●制定までの経過、施行時期
●福祉都市環境整備指針の制定 平成三年十一月
●要綱の制定 平成四年五月

要綱の対象となる建築物 (別表1)

対象建築物の種類	規 模
劇場、映画館、集会場、観覧場等	延べ面積に 関係なく適用 する。
博物館、美術館、図書館、水族館等	
病院、診療所、老人保健施設	
老人ホーム、その他の社会福祉施設	
パチンコ屋、ゲームセンター	
公衆浴場	
ホテル、旅館、宿泊型研修施設	
学校(各種学校、専修学校等を含む)	
保育所、幼稚園	
スポーツ施設	
郵便局、銀行などの金融機関	
保険会社、証券会社	
電気通信、電気、ガス等公益事業の営業所	
鉄道駅舎、バスターミナル、港湾旅客施設	
官公庁舎(一般窓口を有するもの)	
公民館、その他のコミュニティ施設	
冠婚葬祭施設	
地下街	
百貨店、マーケット等の物品販売業を営む店舗	延べ面積が 500㎡以上 のもの
展示場、展覧会場	
食堂、レストラン、喫茶店等の飲食店	延べ面積が 3000㎡以上 のもの
共同住宅	

●要綱の内容
●対象建築物 公共建築物及び公共的な民間建築物(別表一参照)
●事前協議が必要となる建築物 新築、増築、改築、大規模な修繕・模様替えで、計画の時点から市と協議し、建築確認申請を提出される前に協議書の提出が必要である。通常の場合、協議書提出後約一週間、事前協議手続は完了する。
●表示板(やさしいマーク)の交付 既存施設も交付可能

●協 議 件 数
H4.10~H5.12の実績
公共建築物 142件 (計466件)
民間建築物 100件 (計347件)



説明される富板主幹(左)と大島主査(右)

●要綱による事円協議の実施状況
協議件数は表の通りですが、協議内容は次のようです。

●民間建築物については、物品販売店、診療所、パチンコ店、共同住宅の協議が多い。

●協議の大半のものは小規模な建築物やパチンコ店、ゲームセンターといった比較的整備基準の緩い建築物であるため、障害者用E.V.の設置・障害者用便所の設置を分りやすく明示する。

●劇場、ホテル等整備基準に基づく整備だけでは、本来の用を為さない建築物の用途のものについては、観覧席・宿泊室の整備を考慮するなどについて協議を行っている。

●また、特に大規模で社会的影響の大きいものについては、指針の精神に基づき、指針の技術基準の紹介や誘導を行なうこともある。

●最近新聞紙上で、「障害者やお年寄りの皆さんにやさしいまちづくりを」との記事をよくみかけますが、今後は益々グレードアップし、やさしい空間づくりが社会通念となるのではないでしょう。

●「公共的建築物に関する福祉環境整備要綱」に規定する福祉環境基準に適合した公共的な建築物には推進資金融資制度があり、前記の表示板の申請とともに窓口は名古屋市民局高齢化対策部福祉都市推進室です。(レポート 岩崎 改委員)



総務企画委員会だより

今年度も残りわずかに、私共委員会も決算書作成、次年度事業計画書の作成、通常総会の準備等に日夜が忙しな日々を送っています。皆様方にも検討中ですが、皆様方から御提案が有りましたら、御一報下さる様お願い申し上げます。

二名古屋西支部会員数は、平成六年二月八日現在、三六九名です。各地区別では中村区一六六名、西區一五三名、西春日井郡九〇名です。

三 会費納入状況
本会会費未納者は二月八日現在平成四年四月一、平成五年九月まででございます。残りわずかですが、新年度の会費納入が始まりますので、何卒御理解をお願い申し上げます。

四 その他
平成六年度通常総会の御案内を同封いたしますので御協力をお願い申し上げます。

研修委員会だより

平成五年年度の研修活動も六月の安土城址の見学会をスタートに、法令改正による法規解説を六支部合同で二回も行う等他支部との合同企画が多々ありました。

これら名古屋西支部の活動に刺激されての事と思われる。

さて、今年度最後の見学会は三月十七日、ヤマハの家具・システムキッチン工場の見学会を実施し、四十余名の参加者を得ました。

見学会のテーマの趣きが変化したことから参加者の顔ぶれも多少変化していた様に思えます。支部員の新しい交りが出て、研修委員

広報渉外委員会だより

名古屋西支部会報「めいせい」も三年を経て第十号を迎えました。二ページからスタートして第二号からは内容の充実・広告の掲載により四ページに倍増、更にアンケート調査等を行う支部の皆様の意見をお聞きしました。読者のコーナー・研修会の感想文等で多く会員から寄稿をいただき支部活動の輪が広がって行くのを感じております。

この記念号の発行にあたり「夢・希望・躍進」のイメージを表したく思いJR

●最後に困った話。本会の財政が大ピンチで、来年度は会費が値上げされそうとの事。残念無念、もったいない話題で締め括りたかったのに……。(トム)

●我が名古屋西支部も来年は大きな役員改選の年。名古屋支部は早々と新体制に移行しつつある。当支部も新風を吹き込んでくれる会員を、今からでも発掘しなければ……。(役員会も委員会も楽しくやっています。皆さん、宣し！)

木材防虫・防ふステイン

サドリン

ベークラシック
エキストラ

玄々化学 ☎(0567)28-9204

内装・外装仕上塗材 合成樹脂塗塗り床材
OAフロアー 床材(タイル・長尺シート・フローリング)

昭和興産株式会社 名古屋支店
名古屋市中村区名駅四丁目7番35号
TEL 052-581-7518
FAX 052-581-7632

National 松下電工

キッチンからあかりまで
一軒分の、住まいの設備が
ご覧いただけます。

快適住まいのショールーム

NAIS PLAZA

松下電工ナイスプラザ・なごや

〒450 名古屋市中村区名駅二丁目7番55号
☎(052)583-8281 午前10時~午後6時閉館

A&i 快適を科学します

わが支部、わが町

春日町だより

◆春日の生い立ちと宮重大根物語

私たちの春日町は、尾張平野のほぼ中央、西春日井郡の西端にあって、名古屋市の中心部から十五キロメートル圏に位置する人口七、二七二人、世帯数二、二四四戸(平成六年一月一日現在)、面積四・〇一平方キロメートルの町です。春日の歴史は、竹村貝塚から数多くの遺跡、弥生時代中期から始まったと考えられている。織田信長の清洲城築城以後は、近在の地としてかなり栄えた時期があったのではないかと推測され、今も残る遺跡、地名が春日のルーツを包む。明治三十九年七月、落合村と下郷村が合併して春日町が誕生。この春日の由来は、もともと風土、人心ともに穏やか、春の日のようにほ



のぼとした気風を持ち続けていくようにと名づけられたという。五条川に沿った南北に細長い肥沃な土地と温暖な気候に恵まれ、かつては宮重大根の発祥の地と知られたように、水稻や野菜栽培が盛んな純農村であった。今ではもう忘れられようとしている宮重大根は、本町の宮重で栽培され、全国でその名を知

◆町制施行

こうした先人の英知とたゆまぬ努力によって着実に伸展してきた郷土は、中部圏の軸、名古屋市の影響を受け、また広域的な輸送条件に恵まれ、自動車、流通関連企業の進出が著しく、これまで農業を基幹としていた産業構造は大きく変貌した。進行する都市化に相まって住民の生活意識も高度化、村から町への意向が高まり、住民意識調査の結果と町となる諸要件に適合することから、平成二年四月に町制を施行した。土と緑に囲まれた心豊かな町民生活を第一に、うるおいと落ち着きのある居住・生活環境づくり、町民が相互に支えあう環境づくりを目指し、二十一世紀に向けて「土の香りと健康な生活に育まれる田園文化都市」を将来像としてまちづくりに取り組んでいます。

◆生涯学習の拠点

まちづくりの一つの柱である生涯学習の機会創出、田園環境の中で新しい文化

▲春日町中央公民館



の醸成を図るための拠点整備は、折しも町制施行の記念事業で、図書室・郷土資料室を併設、六〇〇人収容の大ホール等近代設備を備えた中央公民館を建設、平成三年四月にオープンした。平成五年五月には、文化サークル活動の二十九団体が参加して文化協会を設立、伝統文化の継承や学習講座等のサークル活動が活発に行われている。

◆五条川つつみの桜

五条川堤の桜は見事、町のシンボル花です。花のほころびる四月第一日曜日には、商工会主催で桜まつりが開催され、カラオケ、民謡や岐阜県春日村の特産販売等多彩な催しに大勢の人出で賑わいを見せ、五条川堤では花見客がこの時期いっぱい訪れ、親しんでいます。



(春日町役場)

読者のコーナー

「リフォーム」

木村 明

お年よりの快適な住い近年は高齢化社会とテレビ・新聞等で報道され皆様もご存じだと思います。お年寄りには健康で仕事をしたい方、病院通いの方、介護の必要な方、又老人施設に入っている方等さまざまです。私は年間通して約五十戸のリフォームを手懸けています。その中でお年寄り同居の方のリフォームが三割ほどあり、その関係である老人施設で相談されることが多々あります。それはトイレ・浴室の手摺又は床の仕上げ等さまざまです。



写真 A

お年寄りといっても身長体重がちがいますので、リフォームに苦労があります。施設でお年寄りが話す機会がありますが、口にする事は家に帰りたいと言います。しかし家庭には色々事情があり、特に住宅問題で、家が狭いとかお年寄りに適していないとの事が多く聞かれます。そこで私はお年寄りにより楽しく快適な生活が出来る様、私なりにリフォームを手懸けようと思ひ、数年前から現在にいたっての所です。お年寄りは、色々な病を持っておりますのでその方と家族の方とよくお話をし、その家庭・住宅事情に合ったプランを作成して施工に当たっております。私は介護する側、される側の思いになってプランニングします。そこで私が手懸けたリフォームを二戸ばかり

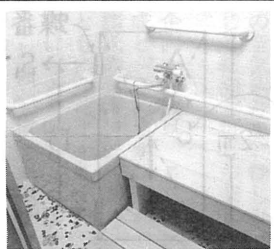


写真 B

(工務店経営)

初冬の御在所岳

研修委員会 白井 鑑 造

11月29日朝刊には日本ライン下り遊覧船転覆。強風でコースがずれたため。河川敷でパラグライダー。強風。欄干に激突。28日(日)。御在所岳頂上。朝陽台直下、尾根道を頂上目指し最後のがんばり。寒

それゆけ青年部

建材メーカー

関本 正之

建築業界は今、数多くの建材メーカーが競って多種多様な建材や設備機器を出している。設計の段階で検討するが、先日青年部企画の研修会の講師をお願いした松下電工を例にとりまして、家電から住宅建材・設備機器と殆んどものを供給し、全体のシェアでいけばナンバーワンでしょう。しかし一般に高いというイメージから抜けきれず比較検討するものという他メーカーのようになっています。その松下電工が今変わろうとしているようです。そのイメージからの脱却とお客さんに対するサービス、そしてニーズに答えるべく商品開発をし、プライス面でも他メーカーに負けない物を供給するそうです。

今、品質やデザインはもと、品質やデザインはもと、はや限界に近づき、シンブルで低価格のものへの人気が高まる一方だと思ひます。種類を多くするのも結構ですが、これならどこにも負けないという専門メーカーができ、価格破壊をしてくれると良いのですが、現実はそのままでいいない様です。設計する側も施工する側も一冊のカタログ、一冊の施工マニュアルの方が良いに決まっております。弊害とも言えそうです。弊害というのは少し大げさかも知れませんが、そうした事により独創性に欠けたり、目の前に与えられたものを安易に取り入れたらしくなってしまうという事が、余分なもの、あるいは全体のコストを上げていくことも少なくありません。先程の松下電工の例ですが、住宅関連ではやはりトップクラスです。その種類も多いためですが単発的にローコストの物を販促製品として市場へ徐々に出していくようになるものと情報にも敏感になりやがては活性化につながるような気がしています。今後の商品に注目したいと思います。先般、青年部の研修会では、「生活空間と色彩」というテーマで講師を招きました。新しいメンバーも増え、これからはそれぞれが意見を交換してこうしたメーカー等の研修会を開いていける様に活動しましょう。各種提案は遠慮なくどうぞ。(青年部会・副部長)

長尺金属屋根工法 ナルーフDOM

本葺き瓦の持つ重厚な雰囲気金属材で表現した画期的な長尺金属屋根工法
特長：①雨水をシャットアウトする特殊な嵌合構造
②シンプルな構造で、取り付けが簡単
③強度にすぐれ、歪のないスッキリした仕上り
④カラーステンレスや耐候性鋼板の使用により、耐久性抜群

住友金属

ステンレス建築部

東京 03-3282-6566
大阪 06-220-8663

う真冬の様相で、強風に雪と霰が交互に降り、とても昼食どころではない。何とか弁当を食べ、ロープウェイ駅へ避難。
8時30分、スカイライン駐車場集合。大人5人、小学生2人の7人パーティ。快晴のなか中道を登る。途中、伊勢湾越しに知多半島、その奥に三河の山々が見渡せる。八合目当りの岩尾根を過ぎてから除々に冬の世界へ。
11時40分、寒さのため頂上を早々にたち下山。国見峠から裏道へ入れば風も止み、おだやかな下りとなる。藤内小屋で休み、1時35分駐車場着。頂上の気候がまるで別世界、青空が迎えてくれた。御在所が初めての人を含め、それぞれが体力に自信と限界を感じた様です。
次回は五月中旬に、カタクリの花咲く藤原岳を予定しております。

建築・土木工事の完全防水に……各種材料それぞれの特長を生かした併用工法に

カネボウコーレックス

EPTフチラパー ベルシート防水
アスファルトウレタン冷工法 ベルファルト防水
ウレタン系 ベルフロアー
アクリル系 ベルウォール
EPTフチラパー カネシート土木防水

カネボウ化成株式会社

名古屋支店 名古屋市中村区名駅四丁目17番19号
TEL(052)581-1271 FAX(052)581-2625

— 施行令第112条防火区画の解説 —

今回は第十四項の解説にはいります。例によつて条文を掲げます。

14 第一項から第五項まで、第八項、第九項又は前二項の規定による区画に用いる甲種防火戸及び第五項、第八項、第九項又は第十二項の規定による区画に用いる乙種防火戸は、面積が三平方メートル以内の常時閉鎖状態を保持する防火戸で、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖するもの（以下「常時閉鎖式防火戸」という。）又はその他の防火戸で次の各号に定める構造のものとしなければならない。

（ら）（一）（や）

一 隨時閉鎖することができること。(ら)(や)

二 居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路に設けるものにあつては、当該戸に近接して当該通路に常時閉鎖式防火戸が設けられている場合を除き、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する部分を有し、その部分の幅、高さ及び下端の床面からの高さが、それぞれ、七十五センチメートル以上、一・八メートル以上及び十五センチメートル以下であること。(ら)(や)

三 第一項本文、第二項、第三項若しくは第五項の規定による区画に用いる甲種防火戸又は同項の規定による区画に用いる乙種防火戸にあつては、建設大臣の定める基準に従つて、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合のいずれかの場合に、自動的に閉鎖する構造とすること。(や)

四 第一項第二号、第四項、第八項、第九項若しくは前二項の規定による区画に用いる甲種防火戸又は第八項、第九項若しくは第十二項の規定による区画に用いる乙種防火戸にあつては、建設大臣の定める基準に従つて、火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖し、かつ、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有する構造とすること。

今までの第一項から第十

三項までは一言でいいですと各条件による区画義務とその区画面積、そしてそれぞれの区画に設ける防火戸の種類等を定めてきました。この第十四項では、いよいよその出入口の機構義務を定めます。まず条文を

よる区画に用いる乙種防火戸は」となっていますが、これは要するに今までもそれぞれに定めた甲種防火戸と乙種防火戸はということになりました。法律ですのでこの様な表現になってしまいくまます。さてその次にでてく

る条文がとても大事なことを決めています。すなわち「面積が三平方メートル以内の常時閉鎖状態を保持する」と思っています。

る防火戸」となっています。これはまずこの種の防火戸で考えなさいと言っているのです。ここの所の思想がとても大事ですので一寸詳しくお話を致します。防火区画の極論をいいますと出入口のような大穴はないほうがよいのです。もし出入口の扉が開いたままの状態で火災が発生したら、煙と炎はらくらくと次の区画へ移って行ってしまいます。何のために区画をつくったのか、全く馬鹿みたいなことになります。でも出入口を作らなければ建物の機能が成り立ちませんの

続きまして常時閉鎖の出入口の戸の面積が三平方メートル以内という条件をなぜ設けたかをお話し致します。ここの所が制定されます時に建設省の担当官が名古屋に來られまして戸の面積を三平方メートル以内と決めた理由を二つあげました。その一つは戸が大きくなると蝶番に大きな力が働いて常時使う間にこわれやすいこと。もう一つは戸の開口が非常に重たくなるとのことでした。たしかに常時閉鎖ですから、その戸を開けなければならない。開けなければなりません。

で止むを得ず出入口を作るのです。ですから作ってもたえず穴のあいていない状態になっているのが一番好ましいということになります。「常時開けておいて、いざという時閉じればそれでよいではないか」とおっしゃるかも知れませんが、それはそれで認めることにしますが(後述)どちらが防災的によいかと言うことになる。と明らかに常時閉鎖の防火戸の方が好ましいと言いつつよいと思います。なぜならば常時閉鎖のための機構設備はドアチェックの一つです。電気設備もあります。たった一つの部品が故障というのは非常に確率が少ないのです。それに比べていざという時に閉じたまというの煙感知器とか熱感知器で閉まるようなことになると思われますが、この場合はそのために設置する機構部品が大変たくさん要ります。電気仕掛けにもなります。それだけ故障のことも心配になってくるわけです。ですから基本的には、まず人が出入りする時だけ開いて、あとは必ず閉まっている常時閉鎖で設計できないかを努力してみる。そして建物の機能上どうしてもだめだという所にやむを得

非常にならざるを得ない。開閉が通常の重さでない。非常に不便になってきます。人が歩く動作に一寸余分の仕事をする位の感じでいいといけません。歩いて一旦停止し、一呼吸吸って「エイッ」と力を入れなければ戸が動かないようでは不便さきまりなしでその内戸を開けたままの状態でも縛つて壁に結んだり、コンクリートブロックを置いてしまつたりするに決まっています。こんなことになったら、せつかくの区画に大穴をあけて、どうぞ燃えていつて下さいと言っているようなものです。そのような理由で蝶番にもあまり大きな力が働かず、開閉の湯合もそんなに重くないというのとは大きな大きさの戸かという事を考えてみなくては。考え方を整理するたために通常の場合の概念をつくり、それと比較してみよう。通常とは人が楽に出入りできる標準の大きさです。巾一メートル高さ二メートルと設定しますとその面積は二平方メートルです。今この戸を倍の大きさ、すなわち巾二メートル高さ二メートルの戸の面積四平方メートルにしますと、その蝶番にどんな水平剪断力が働くかを計算します。

蝶番

S_1

D

S_1

W

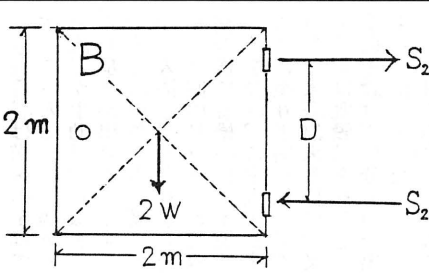
1 m

1 m

の時の戸の面積は $\sqrt{2} \times 2$ す
なわち二・八二八平方メー
トルとなり規制値の三平方
メートルは適切な値という
ことになります。次にせつ
かくの機会ですので戸の開
く方向についての考え方を
少しお話しします。

蝶番間の距離 D
戸の重量 ($1^m \times 2^m$) W
A戸で蝶番に働く
水平力 S_1
とすれば
A戸の S_1 は
$$S_1 = W \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{D}$$

$$= \frac{W}{2D}$$



戸の水平剪断力を S_2 とすれば

$$S_2 = 2W \times 1 \times \frac{1}{D} = \frac{2W}{D}$$
$$\therefore S_1 : S_2 = \frac{W}{2D} : \frac{2W}{D} = 1 : 4$$

です。通常の設計は戸を開けたときにその戸が廊下へ飛び出さないよう廊下から室へ向って戸が開くように設計します。これが緊急避難の時は大変危ないことになる場合があります。いざ

この計算でわかれますように四平方メートルのB戸は標準のA戸に比べて四倍の力が働くことがわかります。このことからせめて二倍の範囲でおさまるように考えますと戸の中が $\sqrt{2}$ メートル(計算記載省略)となり一・四一四二メートルとなります。更に戸を開閉する重さですが、これは蝶番に加わる戸の重量と水平力とを合計して考えなければなりません。その条件により巾2メートルの場合を計算しますと標準の大きさの戸を開ける力の一・七倍位におさまります。この位が許容限度だと考えますと、そ

という時は皆室から飛び出し、その廊下を走って階段室へ飛び込み、屋外へ脱出するのだ。そのことを考へるのか、と出入口の戸は廊下に向って開いた方がはるかに安全だということになります。但し廊下に戸が飛び出す設計は廊下の避難通行の妨げに。邪魔になって危険です。少人数の使用する部屋では出口に皆が殺到ということはありませんが、少なくとも数十人が使用する室ではパニック状態と使用が皆が出口へ殺到したと。きは内開きだと大変危険なのです。筆者は法の規制がなくとも次図のような設計を推奨するものです。

廊下 — 防火区画 — 廊下 —

機器スペース

小部屋

大部屋

緊急避難

防火区画

では次の説明にはいります。どうしても使い勝手です。常時閉鎖の戸が設置できない場合は止むを得ず一号と二号に定める構造に適合することを条件に認めようとするものです。一号の随時閉鎖機構をなぜ規定するかというと、今度は常時開放ですから、いざという時直ちに閉めなければなりません。これが煙感知器か熱感知が働いた時に閉まらない機構で、もしそれが故障していたら……。あるいは状況判断によって人が閉めようとした時に、それが出来ないということになりますと大変危険です。ですから排煙設備のときと同じように手動で必ず閉められる機構をここで要求するのです。二号は大事な避難経路の場合は区画の中に人が閉じこめられてしまわないように必ずぐり戸を設けておきなさいという規定です。しかしこのぐり戸です。皆が無事に次の区画へ必ず逃げられるかという点になると、とても心配です。特に病院、百貨店等は二丈夫でしようか。最近では二重(代替)の安全設計が叫ばれています。たとえば病院等は全面バルコニーで設計すれば、もし屋外脱出に失敗してもバルコニー避難で

助かることも考えられます。次にくぐり戸の大きさですが巾が七十五センチ以上、高さが一・八メートル以上となっていますが、この頃は日本人の平均身長もぐんぐん伸びていきますので、一度手摺の高さ一・一メートル以上の規制(令第二百二十六条)も含めて規制の数値を考える時期にきているのかも知れません。

第三号・第四号の解説

第三号の指定部分を要約しますと、タテ穴区画、異種用途区画以外の部分とはということになります。これは熱感知か煙感知で閉じるようにしないという規定です。（常時閉鎖式はこの設備不要）では煙感知か、熱感知か、いったいどちらをつけるんだ」というようなことになりましたがこれは適材適所ということになります。製粉工場とか、厨房などは常時微粉や煙が立ちこめていますので煙感知はとも設置できません。なんとすれば通常の煙と火災の煙とを類別するような感知器はないかです。ではコストも安い熱感知器で全部やればよいではないかということになりましたが、防災面から考えますと煙で感知した方がかなり安全ということにもなります。しかし煙感知器は先に述べた熱感知器より、うんとコストが高く、更にメカも複雑になります。故障の心配もありません。ではありませんか。答は若干お金がかかりますが煙感知器と熱感知器を両方設置しておくのが一番よいことなのです。先程述べた二重安全設計が最近増えていることは大変喜ばしいことです。

では第四号の解説に移ります。第四号の指定部分はタテ穴区画と異種用途区画の部分です。これはなんといっても煙がタテ穴とか異種用途に流入するのを防ぐのが目的ですから熱感知でもよいという訳にはまいり

ません。煙感知自動閉鎖が絶対条件となります。しかし第三号の解説で述べたように、……それが故障したいたら……と考えますと戦慄を覚えます。「ではどうしたらよいか」答は一寸お金がかかりますが煙感知器を自動車のヘッドランプのように二箇バレルで設置しておくのがよいことなのです。二箇とも同時に故障しているという確率はほとんどありません。このために数百万円のお金が必要なのですが、大変なことですが、全体の工事費からいいますと、ほんの一寸の努力で防災的にはすばらしい設計になります。それからもう一つ、この号では防火戸に遮煙性能を義務付けています。煙知器、熱感知器と併せて建設大臣の技術規程が定められています。

最後に防災技術は日に日に進歩しています。

最近では赤外線式炎感知器も開発され、その感知器から二〇メートル位はなれるように感知することが出来るようになってきました。これが普及してくると、また条文改正があるかも知れません。次号はいよいよこの解說的最終回になります。

後	編
記	集

おかげさまで記念すべき第10号の編集に際し、様々な記事を各会員の皆様より寄せて頂き、ほんとうにありがとうございました。

今回の話題は、なんと
いっても表紙をかざるJ・R
ツイン・タワーでした。
私共西支部編集委員長の
申し出(写真の掲載を心良
く了解して頂いたJ・R東海
様に心より感謝を申しあげ
ます。

今後心豊かな多くの皆
様に支えられ、第20号に向
かって歩きはじめたいと思
います。

(K・K)